

吸収合併に関する事後開示書面

令和 2年 1月 6日

株式会社マクロミル

吸収合併に関する事後開示事項

令和 2 年 1 月 6 日

東京都港区港南二丁目16番1号
株式会社 マ ク ロ ミ ル
代表執行役 スコット・アーンスト

株式会社マクロミルによる株式会社エムプロモの吸収合併に係る事後開示
(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく事後備置書面)

株式会社マクロミル（以下、「吸収合併存続会社」といいます。）と株式会社エムプロモ（以下、「吸収合併消滅会社」といいます。）との吸収合併（以下、「本合併」といいます。）に関し、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条の定めに従い、下記のとおり本合併に係る事項を記載した書面を備え置くこととします。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

令和 2 年 1 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における差止請求、反対株主の買取請求、新株予約権買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

(1) 吸収合併の差止請求に係る手続の経過

本合併の差止請求をした株主はいませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続の経過

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の株式買取請求手続については、該当する事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求手続の経過

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していないため、該当する事項はありません。

(4) 債権者の異議手続の経過

吸収合併消滅会社は、令和1年11月15日付の官報において公告するとともに、同日付で電子公告を行いました。異議申述期限までに債権者からの異議の申出はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における差止請求、反対株主の株式買取請求及び債権者の異議に関する手続きの経過

(1) 吸収合併の差止請求に係る手続の経過

本合併の差止請求をした株主はいませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続の経過

本合併は会社法第796条第2項の規程に基づく簡易合併であるため、当社の株主は、会社法第797条第1項ただし書に該当し反対株主の株式買取請求権は生じません。

(3) 債権者の異議手続の経過

吸収合併存続会社は、令和1年11月15日付の官報において公告するとともに、同日付で電子公告を行いました。異議申述期限までに債権者からの異議の申出はありませんでした。

4. 吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日をもって、吸収合併消滅会社からその権利義務の一切を承継しました。

5. 吸収合併消滅会社が備え置いた書面

別紙のとおりです。

6. 変更登記日

令和 2年 1月14日(予定)

7. 前各号に掲げるもののほか、本合併に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以上